

中学校「お弁当」配食サービスについて

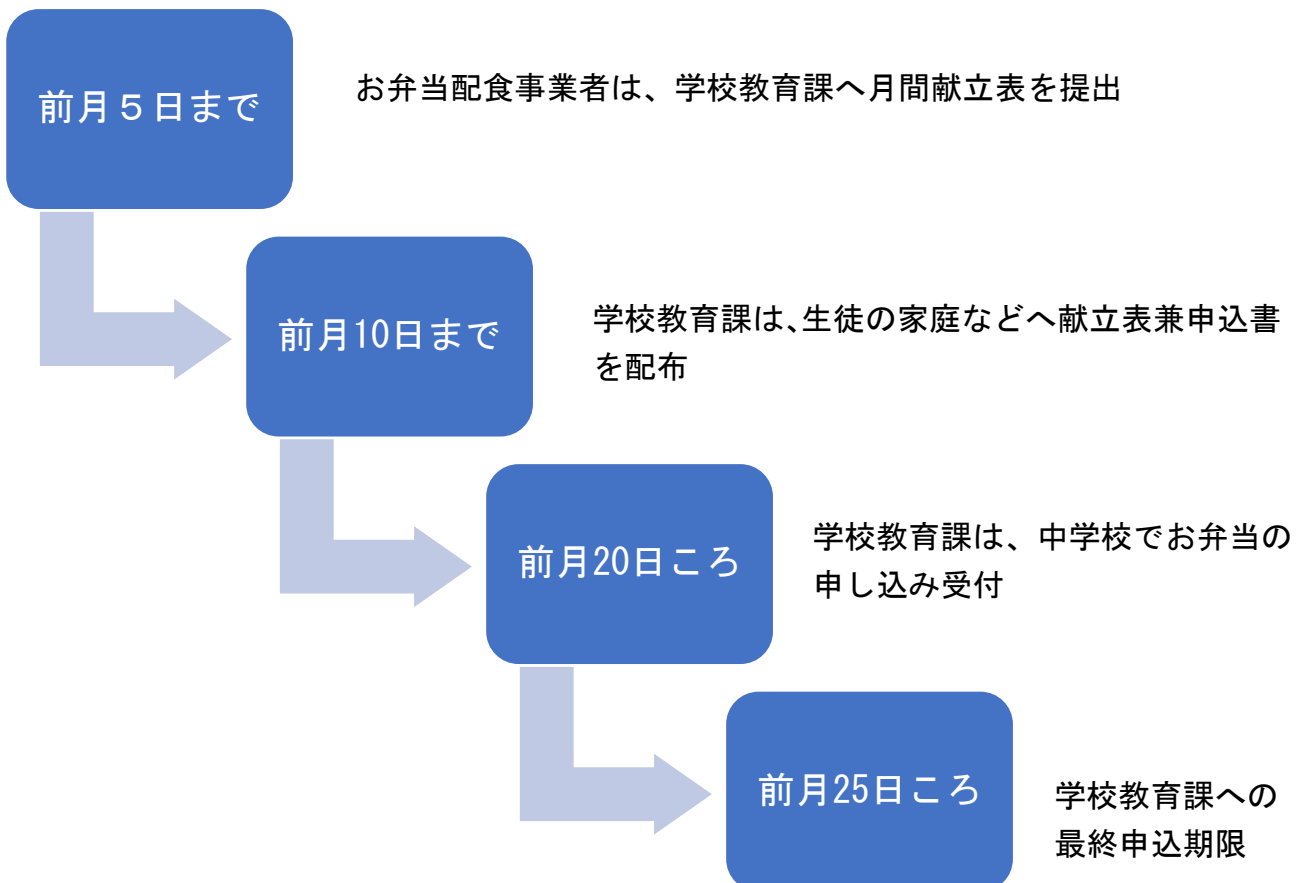
1 制度概要

中学校給食を開始するまでの間、お弁当を毎日用意することが困難な家庭等を対象に湯河原町内の民間事業者によるお弁当配食サービスを開始するため、令和5年11月2日「湯河原町立湯河原中学校お弁当配食サービス実施要領」を湯河原町教育委員会告示第7号で告示いたしました。

2 制度の内容

- (1)お弁当 1食 600円（税込み）で主食・主菜・副菜の揃ったもの
- (2)申 込 1カ月ごとにお弁当代を添えて学校教育課へ申し込みする
- (3)事業者 町内事業者（お弁当を町内で調理することが可能な事業者）

3 配食サービス注文手続き



4 配食実績

実施月	利用生徒数	食数(延べ)
令和5年12月	31人	154食
令和6年1月	27人	203食

※なお、配食サービスの取消しは、配食サービスの行われる日の2日前（その日が休日に当たるときは、その前日以前最初の休日以外の日）までにメール、電話又はファックスにより学校教育課へ連絡する。

5 今後の予定

- (1)現在、町内お弁当事業者2社により実施していますが、4月からは当初の計画どおり3社となる予定です。
- (2)町内お弁当事業者は、数量が少なくても配達をしていただける旨をご了解いただいておりますので、中学校給食を開始するまでの間、継続して実施してまいります。